



高尾駅北口地区 屋外広告物地域ルール かわら版 第5号

発行：八王子市まちなみ整備部まちなみ景観課 TEL: 042-620-7267 FAX: 042-626-3616

高尾駅北口地区の看板のつくり方を決めた「高尾駅北口地区 屋外広告物地域ルール」の運用がスタートして2年が経過しました。この1年で、まちに変化がありましたのでかわら版にてお知らせします。

看板工事の補助金制度*が活用されました

* 八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業補助金のこと

このルールが策定される以前からある屋外広告物で、ルールに合わないものについて、撤去等の工事費用を補助する制度を運用してまいりました。

令和2年度は2件の補助金制度活用実績がありましたので、**清水石材株式会社**様の事例を紹介いたします。

< 工事内容 >

屋上広告物の設置を禁止したエリアにおいて、2基の屋上広告物と、2基の広告掲出物件（骨組み）を撤去していただきました。

これによって美しい山並みへの眺望・見通しを確保することができました。

これまで補助金制度を活用してくださった皆様には、景観適正化の趣旨をご理解いただき、ご対応いただきまして、本当にありがとうございました。



写真 屋外広告物撤去前



写真 屋外広告物撤去後

補助金制度は令和2年度までですが・・・景観づくりはつづきます！

看板工事の補助金制度は令和3年3月末をもって終了いたしました。屋外広告物地域ルールは効力を持ち続けます。建築物の新築・改築や屋外広告物の新設・改修などの工事を行う際は、まちなみ整備部まちなみ景観課までご相談ください。

高尾駅北口地区は本市で初めて屋外広告物の地域ルールが策定された地区です。本市ではこのほかにも、景観上大切な高尾山口駅や八王子駅周辺といった場所でも屋外広告物を含めた景観の地域ルールの策定に取り組んでおり、本地区は地域ルールのモデルケースとして重要な地区です。この先も良好な景観を守り続けるため、行政と地域の皆様とで前向きに取り組むことが大切ですので、今後ともご理解とご協力を頂けますようお願い申し上げます。

概要

高尾駅北口地区 屋外広告物地域ルール

自然・歴史文化と調和し、にぎわいを演出する広告景観を

■基本方針

- ①山並み・丘陵地の緑と河川の水辺が一体となった自然豊かな景観を形成する
- ②周囲の自然や歴史文化と調和した環境色彩を形成する
- ③景観資源を活かし、地域の個性を磨く
- ④豊かな自然景観に調和した広告景観を形成する（南浅川や多摩御陵への眺望等に配慮し、開放的で潤いのある自然景観を損ねない表示・掲出とする）

A ゾーンの方針

- ・駅舎・駅前広場からの山並みへの眺望を確保
- ・歩いて楽しい雰囲気づくり
- ・地域の玄関口にふさわしい風格

B ゾーンの方針

- ・イチョウ並木と山並みの稜線との調和
- ・歩行者の目線を大切に
- ・落ち着いた雰囲気づくり

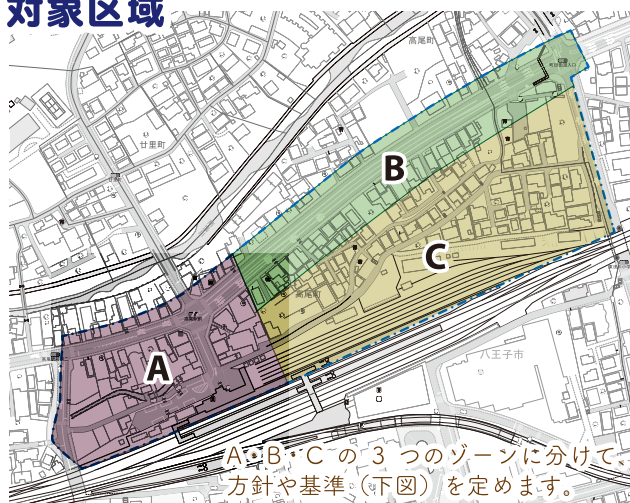
C ゾーンの方針

- ・昭和の道と住宅地の穏やかな景観の保全

■屋外広告物のあり方

- ① 適切に設置しましょう
- ② 建物と調和させましょう
- ③ 計画的に集合させましょう
- ④ わかりやすく伝わりやすい広告物にしましょう
- ⑤ 身近なところから整理整頓しましょう

■対象区域



■主なルール

共通基準

建築物に表示できる面積の合計：

建築物の壁面の合計面積の 2/10 未満

電子看板：

表示面積（1面当り）1m²以下

設置数 1店舗につき、1つまで

地色の彩度：8 以下【建築物の1階に設置するものは除く】

照明：点滅・回転禁止

建築物の2階以上の窓、その他の開口部：禁止

種類別基準（主なもの）

屋上広告物

	A	B	C
高さの上限		建物の高さの1/3まで	
面積の上限 (1面当り)	禁止	10m ²	
設置数		1つまで	

突出広告物

	A	B	C
面積の上限 (1面当り)	3m ² 以下		
位置	3階床高さより下		
設置数	1壁面1つまで		

壁面広告物

	A	B	C
面積の上限 (1面当り)	5m ²	5m ²	5m ²
駅前通り・甲州街道沿いは7m ²			
合計面積	壁面面積の2/10以下		
位置	3階床高さより下		

土地に設置する 屋外広告物

	A	B	C
高さの上限	2.5m	6m	2.5m
面積の上限 (1面当り)	3m ²	10m ²	3m ²
設置数	1道路に対し1つまで		